

NJ 素流協 News

令和元年 9月10日 第176号

令和元年 9月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館5階)
 TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

原木運送事業者アンケート 調査結果の概要(林野庁)

林野庁は平成31年2月、全国の原木運送を業務とする事業者を対象に、事業状況を尋ねるわが国で初めてのアンケート調査を実施した。その調査結果をご紹介します。(※調査の対象事業年度は平成29年度)

本アンケート調査は各都道府県を通じて実施し、対象事業者の選定は都道府県が行った。全国の418事業者が選ばれ、そのうち有効回答者は193件(46%)であった。回答者のうち、運送業専業の事業者は50%で、そのうち原木運送のみ行う事業者は16%、他産業との兼業は41%であった。

なお、資料は林野庁木材産業課「原木運送に係るアンケート調査(結果)」(令和元年8月)を使用した。公表された資料には都道府県別のデータがないので、ここでは回答者全体の調査結果を示す。

1. 回答者の概要

原木運送に携わる1事業者当たりの平均従業員数は6人、車両保有台数は7台であった。

年間原木取扱量は平均4万³m³で、内訳を見ると、2・5万³m³未満が38%と最も多く、次いで2・5万³~5万³m³が21%となっている。一方で、10万³m³以上の事業者も8%存在する(図1)。

2. 荷主・運送形態

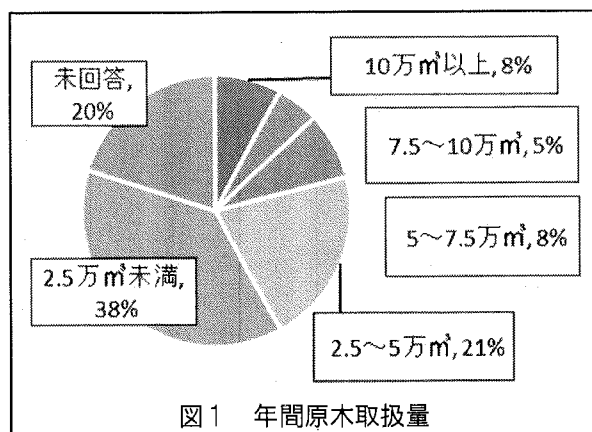
荷主で最も多いのは森林組合(29%)、次いで素材生産者(24%)、加工業者(19%)、市場(12%)、商社(7%)となっている。また、原木を「山土場から目的地まで直接運送する」形態が44%と最も多く、次いで「中間土場から目的地までの運送」(29%)、「トラックで山土場から中間土場まで運び、それをフルトレーラー等でまとめて目的地まで運送」(18%)の順になっている。

3. トラックへの原木積み込み作業

原木積み込み作業は、「おおむね自社(運送業者)の運転手が行う」という事業者が89%と最も多く、「素材生産業者が行う」という回答は8%となっている。

4. 車両の過不足

トラック等の車両の台数については、「足りている」という回答が46%と最も多く、次いで、「需要はあるが車両が不足」(38%)、「車両が全く不足」(8%)、「車両は余っている」(7%)の順となっている。また、原木取扱量の規模別に車両の過不足状況を見ると、2・5万³m³未満の事



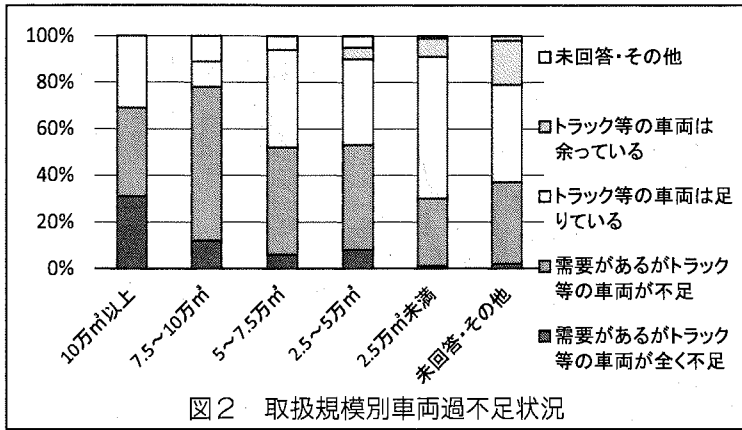


図2 取扱規模別車両過不足状況

業者では、「車両が全く不足している」という事業者はほとんどなく、不足を感じている者が約30%、不足を感じていない者は約70%となっている。一方、2・5万m²以上の事業者になると、取扱量が大きくなるに従って車両不足感が強くなり、7・5万m²10万m²では、「全く不足」(10%)、「不足」(約70%)となり、10万m²以上では、「全く不足」(約30%)、「不足」(約40%)という結果となっている

5. 車両導入に対する今後の展望
「車両を導入して事業量を拡大したい」という事業者は43%、「現状維持」が50%、「縮小したい」が4%となっており、上述の車両の過不足感の結果を見ると、取扱量の大きな事業者には規模拡大を考えている者が多いと考えられる。その一方で、事業量を拡大したい事業者には規模拡大を阻害する問題を選択してもらったところ(複数選択)、「トラックの価格や維持費及び燃料等が高価」(65件)、「運転手の確保が困難」(50件)、「購入車両の納期が長い」(46件)、「事業量の予測が困難」(24件)となっており、どれも運送事業者の努力だけでは解決が難しい問題であることが分かる。

6. 運転手の過不足と今後の展望
「運転手が不足」とする事業者は53%、「全く不足している」が8%、「足りている」が38%となっており、運転手不足は約60%の事業者で問題となっている。これを原木取扱規模別に見ると、2・5万m²未満の者で

(図2)。
「車両を導入して事業量を拡大したい」という事業者は43%、「現状維持」が50%、「縮小したい」が4%となっており、上述の車両の過不足感の結果を見ると、取扱量の大きな事業者には規模拡大を考えている者が多いと考えられる。その一方で、事業量を拡大したい事業者には規模拡大を阻害する問題を選択してもらったところ(複数選択)、「トラックの価格や維持費及び燃料等が高価」(65件)、「運転手の確保が困難」(50件)、「購入車両の納期が長い」(46件)、「事業量の予測が困難」(24件)となっており、どれも運送事業者の努力だけでは解決が難しい問題であることが分かる。

「運転手が不足」とする事業者は53%、「全く不足している」が8%、「足りている」が38%となっており、運転手不足は約60%の事業者で問題となっている。これを原木取扱規模別に見ると、2・5万m²未満の者で

「運転手が不足」とする事業者は53%、「全く不足している」が8%、「足りている」が38%となっており、運転手不足は約60%の事業者で問題となっている。これを原木取扱規模別に見ると、2・5万m²未満の者で

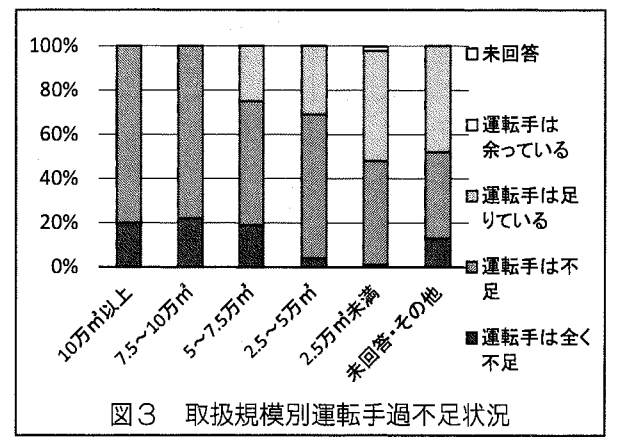


図3 取扱規模別運転手過不足状況

「求人への応募がない」(42件)、「労働環境の改善が必要」(42件)、「応募はあるが技能を持つ人がいない」(32件)、「地域の高齢化により適切な人がいない」(19件)、「就労しても長く続かない」(17件)等となっている。

7. まとめ
原木トラック運送事業者へのアンケート調査はこれまで行われたことはなく、今回の調査は、原木運送事業者が抱える課題のいくつかを明らかにした点で大きな意味がある。課題の中には、運送事業者の企業努力が必要な事項や、荷主や行政も交えた検討が必要なものもある。今回の調査を契機に、より広範な実態調査を行い、林業の成長産業化の一端を担う原木運送事業者の安定的な経営が可能となるような方策を講じていくことが必要と考える。その意味で、今年度の森林・林業白書にも取り上げられ、N J素流協が事務局を委託されている東北地区原木輸送トラック協議会の取組は、大変重要と言える。

原木トラック運送事業者へのアンケート調査はこれまで行われたことはなく、今回の調査は、原木運送事業者が抱える課題のいくつかを明らかにした点で大きな意味がある。課題の中には、運送事業者の企業努力が必要な事項や、荷主や行政も交えた検討が必要なものもある。今回の調査を契機に、より広範な実態調査を行い、林業の成長産業化の一端を担う原木運送事業者の安定的な経営が可能となるような方策を講じていくことが必要と考える。その意味で、今年度の森林・林業白書にも取り上げられ、N J素流協が事務局を委託されている東北地区原木輸送トラック協議会の取組は、大変重要と言える。

トピックス

組合員米内吉榮さんが 令和元年国土交通大臣 表彰を受けました

（株）米内造園代表取締役（一社）日本造園建設業協会理事の米内吉榮さん（岩手県久慈市）はこのほど、「多年造園工事業に精励するとともに関係団体の役員として業界の発展に寄与した」として、令和元年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰を受けました。米内さんは、東日本大震災津波で壊滅的被害を受けた岩手県陸前高田市の高田松原に残った「奇跡の本松」の保護と後継樹育成にも尽力されてきました（本紙第92号「組合員紹介」でご紹介しています）。表彰、誠におめでとうございます。

岩手県林業技術センター への研究開発要望事項

当組合では岩手県林業技術センターに対して、今年度の研究開発要望課題として、①「カラマツの種子確保策」、②「カラマツの適地判定」、③「スギ赤身土台の有

用性実証研究」の3つの要望を行ないました。

そのうち③は、建築用土台材の米ツガや米ヒバの入手が難しくなってきたことから、代替材としてヒノキの需要が増加していますが、スギについても利用可能か、その有用性を検証するものです。スギは耐久性、耐蟻性、めり込み強度が低く、土台に適さないという評価が一般的でしたが、近年、無垢材のスギ赤身土台が商品化されるなど、その適性が見直されています。岩手県には全国有数の集成材製造工場が立地しており、ラミナを供給している製材事業体も多いことから、スギ赤身材をラミナとする集成土台の商品化に向けた取組を進めることで、スギ大径材のA材利用拡大、取引価格の上昇、ひいては森林所有者の所得向上につながることを期待しています。

「フー・スジャパン100年 復興の森」で下刈・補植・ 施肥作業を実施しました

当組合が宮城県名取市の台林国有林で行なっている海岸防災林再生事業「フー・スジャパン100年復興の森」において、

8月7日、下刈・補植・施肥作業を行いました。組合員に参加を呼びかけたところ、青森県2名、岩手県5名、宮城県2名、N J素流協青年部会3名の参加があり、事務局10名と合わせて、総勢22名で作業を行いました。



立派なクロマツ林が再生するよう頑張ろう！

苗木の周囲を手鎌で下刈りし、発育が不良なものは筒早稲谷・菅原苗木店よりご協力を得て、植え直しを行いました。さらに、粒剤肥料を使用し、施肥を行いました。

この日の天候は曇りでしたが、気温が高く、熱中症に注意しながらの作業でした。ご協力いただいた組合員各位に感謝申し上げます。

全素協青年部会、令和元年度 研修会に参加しました

全国素材生産業協同組合連合会青年部会の研修会が8月30、31日、茨城県つくば市の森林総合研究所と東京都内において開催され、全国の素材生産団体等のメンバー20名余りが参加した。今年発足したN J素流協青年部会からは三役と事務局員の4名が参加した。森林総研では木材加工・利用研究施設においてセルロースナノファイバーやCLT関連の視察を行い、2日目は都内で今後の森林経営や林業事業体の活路について講話を聴講し、意見交換を行なった。初日夜の懇親会には本郷林野庁長官も出席した。

林業経営体登録及び 森林整備事業関係 ブロック説明会

岩手県農林水産部森林整備課は、8月22日から9月3日にかけて県内4箇所の会場において、「令和元年度林業経営体登録及び森林整備事業関係ブロック説明会」を開催した。22日の盛岡会場には、市町村、森林組合、林業経営体の担当者等約1

00名が参集した。

主な内容は次のとおり。

1. 林業経営体登録(担い手担当)

ア. 林業経営体の登録

岩手県では、林業経営の実績が3年に満たないなどの理由で「意欲と能力のある林業経営体」に登録できない事業者を「岩手県育成林業経営体」と位置付け、登録申請の受付を開始した。育成経営体は、森林経営管理制度に基づく経営管理実施権や、新しい国有林野経営管理法における樹木採取権の設定を受けることはできないが、国や県の経営体育成支援事業等を受けられる。

イ. 登録林業経営体への支援

意欲と能力ある経営体と育成経営体は、林野庁所管の林業成長産業化総合対策事業等における間伐材生産、路網整備、高性能林業機械整備等の事業実施主体として助成を受けることができる。逆に、同経営体への登録が事業参画の要件となるため、積極的に登録申請を行なうよう県では働きかけている。

ウ. 国有林野管理経営法一部改正

国ではこのほど、国有林において長期間・大ロットの原木供給を行なうための

法律改正を行なった。所定の条件を満たす区域を「樹木採取区」に指定し、意欲と能力のある林業経営者やそのJVに対し

「樹木採取権」を設定するもの。設定を受けた事業者は国に対し権利設定料を支払い、5年ごとに国と契約を締結して樹木料を前払いする。再造林については、樹木採取と一体的に植栽を行なう。同法律は令和2年4月1日施行され、当面10箇所程度の樹木採取区を設定し、事業者の申請状況や木材需要の伸び等を見ながら事業を進めていくこととしている。

工. 林業構造改善事業推進資金の条件

改定

日本政策金融公庫では本年4月、林業構造改善事業推進基金の貸付条件の緩和や、貸付限度額の拡充等を行なった。都道府県の補助事業等による高性能林業機械、木材加工流通施設等の取得や造成の資金について低利で利用できる。

2. 森林整備事業関係(整備担当)

ア. 森林整備事業(公共)

岩手県の令和元年度森林整備事業予算は総額約17億6千万円で、前年度からの繰越額を除けば、前年度、前々年度とほぼ同様の規模となっている。そのうち最大

の事業は、森林環境保全直接支援事業(復興特別会計)8億9千万円、同事業(一般会計)6億5千万円である。事業実施上の留意点として、報告用現地写真の撮影方法や、事業後の森林の転用等について、適切に管理・処理するよう注意喚起があった。

イ. 一貫作業補助事業(非公共)

主伐・再造林一貫作業への支援策として、末木枝条の集材、地拵え、苗木運搬、植栽の各作業工程に対し、一定の採択要件のもと補助金を交付するもの。関連条件整備の森林作業道整備に対しても適用される。

ウ. 間伐及び関連補助事業(非公共)

岩手県民有林の間伐目標は平成25年度から令和2年度までの8年間で9万ha、年平均約1万1千haとなっているが、平成29年度の間伐実績は約4千haと、目標の3割強にとどまっている。県では間伐の積極的な推進について、路網整備と合わせて取り組むよう求めている。

3. 森林計画関係(計画担当)

ア. 森林整備地域活動支援交付金

森林境界の明確化等、森林調査等地域活動に対して交付される。要件である森

林経営計画の作成や計画期間内での間伐等を適正に実行するよう注意があった。

イ. 森林経営計画

森林経営計画作成の推進と、作成後の計画遵守について支援・指導を行なう。計画作成作業の支援として、岩手県では森林経営管理システム(パソコンソフト)を開発し、無償で配布している。

ウ. 伐採及び伐採後の造林の届出及び報告

国内において違法伐採事案が多数発生し、社会問題となっていることを受け、森林所有者や伐採事業者の確認を細かく行なうことができるよう手続きが改正された。

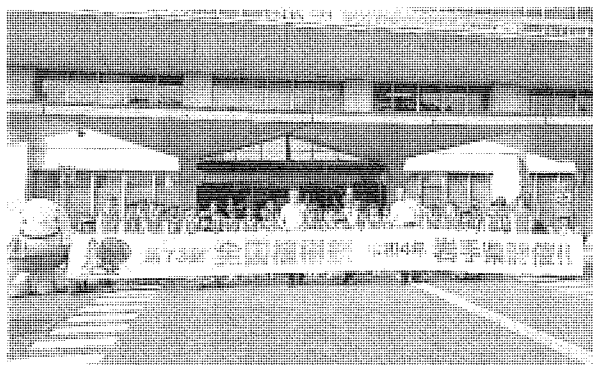
お知らせ

令和元年度第1回 林業講演会のご案内

「木質バイオマスのエネルギー利用の現状と将来展望」をテーマとして、次のとおり開催いたします。

日時 令和元年10月9日(水) 13時30分〜16時30分

会場 岩手産業文化センター



林業アカデミー研修生による横断幕披露
かんぱつくんとともにイベントを盛り上げました！

第73回全国植樹祭 岩手県での開催決定

2022年の全国植樹祭が岩手県で開催されることが8月7日、

アピオ第9会議室(小ホール)講師 (株)フジコー取締役技術部長上竹智久氏、(株)トーセン代表取締役東泉清寿氏、林野庁林政部木材利用課長 長野麻子氏講演後、講師の方々と意見交換を行います。出席ご希望の方は9月30日までに当組合事務局宛お申し込みください。

撮影のひと工夫で、より効果的にフォトソリューションの活用を！

正式に決定し、その決定を報告するイベントが県庁前で行われました。保和副知事の決定報告から始まり、旧松尾村で開催された74年の全国植樹祭を機に創設された八幡平市の寄木鼓笛隊の演奏に続き、林業アカデミー研修生により横断幕が披露されました。

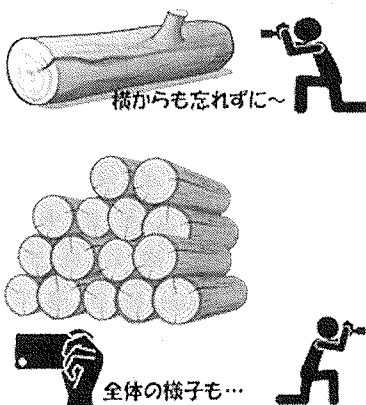
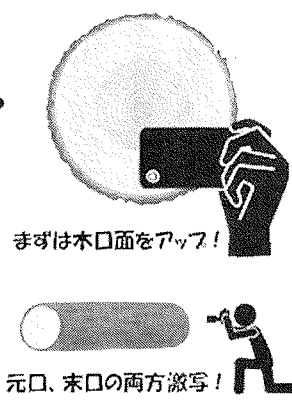
5月から開始し好評いただいた写真送付による相談サービス「フォトソリューション」について、より効果的に活用いただくためのポイントを紹介いたします。

Point 1

径級・材質がわかるよう木口を撮影する際は最も重要なポイントです。

年齢や目詰まり、材面の色や腐れの有無などが分かるよう、木口面をアップで撮影してください。

また径級が分かるようスケール



Point 2

元口、末口の両方から撮影

木口の撮影は、可能な限り元口、末口の両方から撮影することで、正確な品質の評価につながります。

Point 3

曲りや節がわかるよう横から撮影

曲りや節の程度などがわかるよう、横からの撮影もお願いします。

Point 4

(植積みの場合) 植積み全体を撮影

複数本以上ある場合は、欠点材の割合などがわかるよう、植積み全体の写真も併せてお願いします。素材の品質や状態をより詳しく伝えることで、少しでも有利販売につながることを目的としています。

上記の方法を参考に、ぜひフォトソリューションをご活用ください。

ファーストプライウッド納入丸太の延寸変更について

ファーストプライウッド(株)の納入丸太の延寸について、当組合がこれまで変更を要望してきたところ、8月1日から原木規格を変更することになりましたのでお知らせいたします。スギ材について、これまで10cm以上の延寸が求められていましたが、規格変更により、2m材は材長2m5cm、4m材は4m8cmをそれぞれ下回らないこと、となりました。同社への納入に際しては、丸太の延寸がこの寸法を下回らないようご注意ください。

ちよつと気になる木の話

38

国産材時代の意味 1

— 外材製品輸入時代と

何が、どこが違う？—

国産材時代の意味を考えてみよう。供給量・自給率の上昇は、外材製品輸入時代と比べてどこに一番の変化が現れるかである。製品の逆代替時代といえるが、細かいポイントは次回に譲ることにして、まず今回は総論を書いてみよう。

一番は何といつても、国内の伐採量が増加することである。その増加に対応するためには、林業事業体の質・量の充実が必要となる。生産性の向上には、林道・作業道への投資と高性能林業機械の導入促進が不可欠である。このうち、高性能林業機械所有台数についての統計が右肩上がりなのは明らかである。日立・コマツ・イワフジ等の国内メーカーの他、海外からの代理店も急増している。更に統計に現れないが、大手リース会社でも建設用機械と同様に林業用機械の扱いが急増している。ここ

までは当然である。

次に、国産材時代で最も変化するのが、原木トラックによる丸太の輸送である。今伐っている林分は戦後の60年位前に植林した林分で、使用するはその頃開設した、当時の規格の林道であり、大型トラックの通行を前提としてはいいない。山からトラックで丸太をおろさなければならぬが、既存の林道を大型トラック用に改修するのは膨大な金がかかり予算的に困難である。そのため、トラックをショート・ロング・セミトレラー・フルトレラーと使い分け、更には中間土場を設置する等、林道の不備を作業システムでカバーしなくてはならないのであるが、この原木トラックによる丸太輸送のシステム化が完璧には進んでいない。また、現在、フルトレラーを筆頭に、積込用トラック等は発注から納車まで1〜2年待ちの状態にあるが、これはトラックメーカーだけの責任ではない。できあがったトラックを

林業用にするために外装メーカーによる改装が必要であるが、この外装メーカーの体制整備が圧倒的に進んでいないのである。ここは林業行政が全く関与してこなかった分野である。あわせて、林業事業体の白ナンバーでは、こうした大量・広域輸送を担うことはできず、緑ナンバーの原木輸送トラック業界へのテコ入れが必要である。元々、流送・森林鉄道時代から原木トラックに変わった時の主役は、今をときめく「日本通運」である。国鉄の駅まで原木を運び、貨物輸送だったため、国鉄の関連する「日本通運」だったのである。

次に、加工工場の巨大化である。かつての外材時代の港湾製材は既になくなり、製品輸入全盛時代の設備といえは港の倉庫だけが残っている。従って、加工工場の新設・増設が必要である。しかも、あまり遠いと運賃がかさみ、コストがかかりすぎるため、林業地の近くに工場を立地する必要がある。合板・集成材工場の山元立地が始まっているのもこのためである。しかし、外材製品主流時

代に慣れたのか、加工工場の原木ストックヤードは極めて狭い。港湾製材時代は3〜6か月分の原木をストックしたはずである。山元にストックしてもらおうのか、自らストックするのか、今後の対応が必要となつてい。土場だけの拡張予算も必要かも…。

更に、工場が大型化すれば、端材・バークの量も膨大となる。KD用の燃料やバイオマス発電用にも活用されるが、夏冬の需給バランスの問題があり、特にバークの処理をどうするか、課題も大きくなっている。

最後に、丸太がA材・B材工場に大量に入るといことは、C材・D材の受入れ先の立地条件も整えなくてはならない。A材・B材に比較すると、運搬距離は短くなくてはならないが、立地バランスが良いとは限らない。集中立地のエリアもあれば、皆無のエリアもある。これを一体誰がコントロールするのか…。

今回は、逆代替時代に問題となる、ハードウッド・SS材・広葉樹・梁等の個別問題を考えてみよう。

令和元年8月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	9,577	92.5	85.1	14,267	73.6	149.0	23,844	80.2	114.5
カラマツ	3,471	103.0	72.0	73	20.7	34.6	3,544	95.3	70.4
アカマツ	1,889	57.4	54.5	569	111.7	*	2,458	64.7	70.9
その他	0	*	*	1,201	207.9	448.8	1,201	207.9	448.8
合計	14,936	87.8	76.5	16,110	77.3	160.3	31,046	82.0	104.9

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	8,408	138.6	101.7
カラマツ	2,845	77.8	105.1
アカマツ	1,411	161.7	200.3
その他	131	221.3	649.5
合計	12,795	120.1	109.4

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m³)	製材・集成材・その他用 (m³)	計 (m³)	燃料用 (t)
スギ	46,096	82,223	128,319	25,854
カラマツ	19,839	1,069	20,908	14,688
アカマツ	15,376	5,415	20,791	9,491
その他	21	3,235	3,256	285
合計	81,332	91,942	173,274	50,318
目標達成率 (%)	36.1	55.7	44.4	38.7
計画量	225,000	165,000	390,000	130,000

注) *印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和元年8月の需給動向】

- アカマツ伐採制限の影響もあり出材が減少。合板用原木は特に引き合いが強まっている。
- 集成材用スギ原木の引き合いは依然強い。虫害時期も終盤に入り今後の出材に期待する。
- 燃料用原木も国有林素材が順調に出材され増量。雪の影響があるまで出材は順調の見通し。

耳からウロコ

地域材を国が振興？

—この意味は—

国の施策として、かねてより地域材振興が謳われていた。今の県産材振興や市町村材振興につながっていると思われる。しかし、国だったら国産材振興ではないの？と思う。

これには、貿易摩擦が絡んでいる。日米林産物協議や二子玉川のサミットハウスを存じだろうか？その後、カナダとのGATT提訴問題等があり、日本に対する世界各国からの木材輸入への期待が大きい時代が続いていた。そうした中、国産材振興を謳って施策を講じれば、WTO上問題となる、との懸念が生まれた。その結果が地域材振興である。そうだよ。確かに、この当時法律上に「国産材」の用語が用いられることはなかったのである。

平成22年10月1日に施行された公共建築物等木材利用促進法では「森林の適切な整備及び木材の自給率の向上に寄与する」と書かれ

ている。これには、地球温暖化対策の時代の流れが関与しているのは、お察しのとおりである。

しかし、法律上「国産材」の用語が最初に用いられたのは、この法律ではない。「えっ」それって何なの？

平成20年12月5日成立の「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」である。第4条の3に「国土交通大臣は、基本方針を定めるに当たっては、国産材（国内で生産された木材をいう）の適切な利用が確保されることにより、我が国における森林の適正な整備及び保全が図られ、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することにかんがみ、国産材その他の木材を使用した長期優良住宅の普及が図られるよう配慮するものとする。」と書かれている。実は、この法律が成立する直前、林野庁に一本の電話が入り「条文を変更し、林野庁より先に『国産材』の用語を使うが良いか」とのこと。問題がなか、1時間の回答期限の間に熟慮し返答したと記憶している。やっとな、地域材から国産材への転換がなされた瞬間である！